

様式第3（第8条関係）

① → 再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書
（10kW未満の太陽光発電を除く）

② → 平成30年4月2日

経済産業大臣 殿

③ →

（ふりがな）とうきょうとちよだくかすみがせき
申請者 住所（〒100-0013）
（注1）東京都千代田区霞が関2-2-2
（ふりがな）めていかぶしきがいしゃ
だいひょうとりしまりやくしゃちょう けいざい ごろう
氏名
METI株式会社 代表取締役社長 経済 五郎 実印
（法人番号：0000000000000）（注2）
（法人にあつては名称、法人番号（法人番号がある場合）、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印）
電話番号（00）0000 - 0000

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき認定計画について変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

④ ↓

変更対象事業計画（注3）

設備ID（識別番号）	AA123456C13
設備名称	経済クリーン太陽光発電所
発電出力（kW）	400.0
設備の所在地	東京都千代田区霞が関1-1-1
運転開始の有無（注4）	<input checked="" type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後（運転開始日：平成 年 月 日）

変更概要（該当項目をチェック：複数選択可）

認定計画情報
 認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電の場合）

⑤ ←

担当経済産業局（注5）

C

⑥ ←

認定計画情報（注6）

	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考	
再生可能エネルギー発電事業者（注7）	ケイザイ産業株式会社 代表取締役社長 経済一郎	<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし	METI株式会社 代表取締役社長 経済五郎	<input type="checkbox"/> 関連会社からの事業譲渡 <input checked="" type="checkbox"/> 他の会社からの事業譲渡 <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 地方税法第四十二条の四に規定する法人	
発電設備の区分（注8）		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし				
発電出力（kW）（注9）	400.0	<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし	500.0	<input type="checkbox"/> 電気事業者都合 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 発電出力増のため		
設備の所在地（注10）	東京都千代田区霞が関1-1-1	<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし	東京都千代田区霞が関2-2-2		<input type="checkbox"/> 別紙あり	
太陽光発電設備の設置形態（注11）		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし				
太陽電池に係る事項（注12）	製造事業者名	<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし		<input type="checkbox"/> 製造事業者都合 <input type="checkbox"/> 上記以外		
	種類	← ⑫	<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 製造事業者都合 <input type="checkbox"/> 上記以外		
	変換効率	<input type="checkbox"/> 真性変換効率 <input type="checkbox"/> 実効変換効率	<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし		<input type="checkbox"/> 製造事業者都合 <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 除外事項該当性
		型式番号	<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし			<input type="checkbox"/> 別紙あり
	太陽電池の合計出力（kW）	<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし				
	風力発電設備に係る事項（注13）	製造事業者名	<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし			
型式番号		← ⑬	<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし		<input type="checkbox"/> 別紙あり	
NK認証番号		<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし				
配線方法（注14）		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし				
電気事業者への電気供給量の計測方法		<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし				

保守点検責任者（注15）	経済産業株式会社	<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし	METI株式会社	事業譲渡に伴う変更	
保守点検及び維持管理計画（注16）	← ⑭	<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし		事業譲渡に伴う変更	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙あり
接続契約締結日	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 接続契約解約後の再締結 <input type="checkbox"/> 再接続検討後の再締結 （注17）	

再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項
 （注）再生可能エネルギー発電事業者を変更し、下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。 ⑮

事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注18）	<input checked="" type="checkbox"/>
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	<input checked="" type="checkbox"/>
この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。	<input checked="" type="checkbox"/>
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	<input checked="" type="checkbox"/>
発電設備又は発電設備を囲う柵等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【20kW未満の太陽光発電の場合を除く】	<input checked="" type="checkbox"/>
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	<input checked="" type="checkbox"/>
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	<input checked="" type="checkbox"/>
運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	<input checked="" type="checkbox"/>
再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	<input checked="" type="checkbox"/>
発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電の場合のみ】	<input type="checkbox"/>

① 変更内容説明書（注20）	書類名： ⑯			
② 住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注21）	⑰ →	<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし	書類名：法人登記簿謄本 ⑱	双方の書類を添付
③ 印鑑証明書（注21）		<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし	書類名：印鑑証明書	
④ 設備の所在地に係る登記簿謄本（注21）		<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし	書類名：全部事項証明書	
⑤ 土地の取得を証する書類等（注22）		<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし	書類名：売買契約書	

⑥ 建造物所有者の同意書の（屋根置き太陽光発電のみ）（注23）		■変更あり □変更なし	書類名：同意書		
⑦ 発電設備の内容を証する書類（注24）		■変更あり □変更なし	書類名：太陽光モジュール仕様書		
⑧ 構造図		■変更あり □変更なし	書類名：設備（太陽光モジュール等）配置図		
⑨ 配線図		■変更あり □変更なし	書類名：単線結線図		
⑩ 接続の同意を証する書類の写し（注25）		■変更あり □変更なし	書類名：接続契約書		
⑪ 事業実施体制図		■変更あり □変更なし	書類名：事業実施体制図		
⑫ 再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電のみ）		■変更あり □変更なし	書類名：燃料（原料）調達及び使用計画書		
⑬ 補助金を返還したことを証する書類（注26）		□変更あり ■変更なし	書類名：		
⑭ 受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注4）		□変更あり □変更なし	書類名：		
⑮ その他1		■変更あり □変更なし	書類名：事業譲渡契約書		
⑯ その他2	← ⑱	□変更あり □変更なし	書類名：		
⑰ その他3（注27）		□変更あり □変更なし	書類名：		

認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電の場合で変更がある場合に記載）

燃料区分 (注28)	変更前		変更後		備考 (注31)
	燃料名 (注29)	バイオマス比率 (注30)	燃料区分 (注28)	燃料名 (注29)	
B	木質チップ (間伐材等由来)	50.234%	B	木質チップ (間伐材等由来)	20.456%
C	木質チップ (製材端材由来)	49.766%	C	木質チップ (製材端材由来)	50.567%

		%	C	PKS	28.977	
		%	F	A重油	0%	起動時のみ使用
		%			%	

バイオマス比率合計(変更前)

100.000%

バイオマス比率合計(変更後)

100.000%

(注32)

(注32)

- (注1) 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載すること。
- (注3) 変更前の認定計画を記載すること。
- (注4) 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
- (注5) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、I：内閣府沖縄総合事務局
- (注6) 変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「変更なし」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「変更あり」のボックスにチェックし変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
- (注7) 再生可能エネルギー発電事業者を変更する場合は、変更前の再生可能エネルギー発電事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して、変更後の再生可能エネルギー発電事業者が申請を行うこと。また、法人番号がある場合はその番号も併記すること。再生可能エネルギー発電事業者について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合は、変更後に様式第6により届け出ること。
- (注8) 発電設備の区分は次の記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、次の記号ではなく、廃止された区分の記号を記載すること。

記号	発電設備	出力
S	太陽光発電設備のみ	10kW未満
T	太陽光発電設備 (ダブル発電)	10kW未満
A	太陽光発電設備	10kW以上50kW未満
	太陽光発電設備	50kW以上2,000kW未満
	太陽光発電設備	2,000kW以上
D	風力発電設備(陸上風力)	—
	風力発電設備(陸上風力リプレース)	—
U	風力発電設備 (着床式洋上風力)	—
2	風力発電設備 (浮体式洋上風力)	—
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備 (全設備更新型リプレース)	15,000kW未満
	地熱発電設備 (地下設備流用型リプレース)	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備 (全設備更新型リプレース)	15,000kW以上
	地熱発電設備 (地下設備流用型リプレース)	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備 (既設導水路活用型リプレース)	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備 (既設導水路活用型リプレース)	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備 (既設導水路活用型リプレース)	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備 (既設導水路活用型リプレース)	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備 (メタン発酵ガス化発電 (バイオマス由来))	—
1	バイオマス発電設備 (間伐材等由来の木質バイオマス)	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備 (間伐材等由来の木質バイオマス)	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備(一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料)	10,000kW未満
4	バイオマス発電設備(一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴	10,000kW以上

	って生じるバイオマス(個体燃料)	
5	バイオマス発電設備(農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料)	—
Q	バイオマス発電設備(建築資材廃棄物)	—
R	バイオマス発電設備(一般廃棄物・その他のバイオマス)	—

- (注9) 発電出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数1桁(小数第2位切捨て)まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の発電出力が、10kW未満になる場合は、様式第4により申請すること。また、電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電気事業者都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。
- (注10) 地番の追加・削除又は設備の移設により設備の所在地に変更がある場合に全ての所在地を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により設備の設置場所に変更がある場合は、様式5により届け出ること。
- (注11) 太陽光発電設備の設置形態(屋根置き又は地上設置)に変更がある場合に記載すること。
- (注12) 太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
A1:単結晶のシリコンを用いた太陽電池、A2:多結晶のシリコンを用いた太陽電池、
B:薄膜半導体を用いた太陽電池、C:化合物半導体を用いた太陽電池
変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを入れること。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第1位(小数第2位切捨て)まで記載すること。
- (注13) 出力20kW未満の風力発電設備についてのみ記載し、風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「NK認証番号」(一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。)を記載すること。また、当該欄の変更をする場合は、発電設備の内容を証する書類を添付すること。
- (注14) 配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合 Z:全量配線、Y:余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
A:1の需要場所に1引込の配線とする。
B:1の需要場所を2つの需要場所に分割し、需要場所ごとに1引込の配線とする。
C:電気事業法施行規則附則第17条に規定する需要場所の特例により、1の需要場所に2引込の配線とする。
- (注15) 会社分割、合併による同一の保守点検責任者の社名変更の場合又は社内異動、相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第6により届け出ること。
- (注16) 再生可能エネルギー発電事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。
- (注17) 接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更(移設の場合を除く)、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後再締結する場合である。
- (注18) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注19) 認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「変更あり」、変更がない項目は「変更なし」のボックスにチェックすること。
- (注20) 認定計画情報を変更しようとする理由及び変更の内容等を簡潔に記載した書面を提出すること。
- (注21) 公的機関の発行する書類については、申請(提出)日より3ヶ月前から当該申請(提出)日までの間に発行された原本に限る。
- (注22) 登記簿謄本上の所有者が設備設置者本人でない又は設備設置者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注23) 建造物所有者が設備設置者本人でない又は設備設置者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注24) 発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類(発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は

番号を証する書類等)を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽光発電設備の場合は添付不要。風力発電設備の場合は、風力発電設備の製造事業者名、型式番号及びNK認証番号(一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。)が分かる書類を添付すること。

(注25) 発電出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。

(注26) 設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を速やかに提出すること。

(注27) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

(注28) 燃料区分の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について、燃料区分名を次の記号にて記載すること。

[燃料区分]

A：メタン発酵ガス、B：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス(輸入されたものを除く)、C：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス(製材等残材、輸入木材、農作物残さ等)、D：建設資材廃棄物、E：一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス、F：その他(助燃剤等) G：バイオマス液体燃料

(注29) 燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。

(注30) バイオマス比率は小数第3位(小数第4位を四捨五入)まで記載すること。

(注31) 使用燃料がメタン発酵ガスである場合は、備考欄に原料名を記載すること。

(注32) バイオマス比率合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。

備考

・用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本工業規格A3とすること。

No	項目	必須有無	記入内容
①	—	—	<p>・認定された再生可能エネルギー発電設備（10kW以上の太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電）において、以下に該当する場合は変更認定申請を本様式により申請してください。</p> <p><変更申請を要する場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電事業者の主体の変更（社名変更、相続、戸籍上の氏名変更、離婚による財産分与、賃貸マンションの入居者の変更、（入居者に設備を貸与する形態の場合に限る。）は事後変更届出となります。） 発電設備の区分の変更（太陽光9kW→11kWのように区分をまたぐ場合） 発電設備の出力の変更 太陽光発電設備の設置の形態（屋根置き・地上設置の形態）の変更 発電設備に係る事項の変更【太陽光・風力20kW未満に限る】 （製造事業者名/種類/変換効率/型式番号/太陽電池の合計出力/NK認証番号の変更） 配線方法、電気供給量の計測方法の変更 保守点検責任者（別の保守点検責任者に変更する場合に限り、保守点検責任者の社名変更、異動など保守点検責任者が実質同一である場合（相続を含む）には、事後変更届出となります。）、保守点検及び維持管理計画の変更 主要な事項の変更※による接続契約締結日の変更。主要な事項の変更以外の理由で変更する場合の変更手続は不要。 ※工事費負担金未入金等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合または、事業者起因による送電系統の変更（移設の場合を除く。）、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合をいいます。 バイオマス発電設備において利用されるバイオマス燃料（燃料がメタン発酵ガスの場合はその原料）の区分又は種類の変更 発電設備の設置場所の変更（地番の追加・削除、運転開始後に急遽生じたやむを得ない理由による移設の場合に限る。） 入札対象区分等に係るバイオマス発電設備のバイオマス比率及び当該比率考慮後の出力の変更
②	—	必須項目	<p>・申請書の提出日を記入します。</p>
③	申請者情報	必須項目	<p>・申請者の事業者情報を記入します。</p> <p>・住所（法人の場合は登記すべき本店又は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は法人名称（登記簿上の名称）及び代表者の役職名、氏名）には、ふりがな（ひらがな）を付し、印鑑を押印します（法人の場合は代表者の登記印、個人の場合は実印）。</p> <p>・法人の場合、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記入します。法人番号がない場合は記入不要です。</p> <p>・電話番号は日中に申請者に連絡のとれる電話番号を記入します。</p> <p>・再生可能エネルギー発電事業者の主体の変更の場合は、変更後の事業者情報を記入します。</p> <p>※再生可能エネルギー発電事業者を変更する場合は、変更前の再生可能エネルギー発電事業者の承諾を得た上で、承諾を得た事実を証明する書類と印鑑登録証明書（印鑑証明書）を添付し、変更後の再生可能エネルギー発電事業者が申請を行います。</p>
④	変更対象事業計画	必須項目	<p>・FIT法に基づき認定を受けた際に付されている変更対象事業計画の設備ID（識別番号）、設備名称、発電出力、所在地、運転開始の有無を記入します。</p> <p>・運転開始後を選択した場合は、添付書類として、受給が開始されたことを証する電</p>

			力会社発行の書類を添付してください。
⑤	変更概要	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・変更する情報項目を選択してチェックします。(複数項目を選択することもできます。) ・認定計画情報を変更する場合は、「認定計画情報」をチェックします。 ・バイオマス発電において、認定計画使用燃料一覧を変更する場合は、「認定計画使用燃料一覧(バイオマス発電の場合)」をチェックします。
⑥	担当 経済産業局	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書を提出する担当経済産業局の記号(申請書内(注4)より選択)を記入します。
⑦	変更前情報	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・認定計画情報を変更する項目について、変更前の再生可能エネルギー発電事業者、発電設備の区分、発電出力、太陽光発電設備の設置形態(太陽光発電のみ)、太陽電池に係る事項、風力発電設備に係る事項、配線方法、電気事業者への電気供給量の計測方法、保守点検責任者、保守点検及び維持管理計画及び接続契約締結日を記入します。 ・添付書類は以下の「変更内容ごとの変更手続の整理表」を参照ください。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf ・添付書類を作成する際には、以下の認定申請書の記載要領を参照ください。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/youshiki_mihon_01.pdf
⑧	変更の有無	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・認定計画情報の各項目について、変更する場合は「変更あり」を選択、変更しない場合は「変更なし」を選択し、チェックします。
⑨	変更後情報	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・認定計画情報を変更する項目について、変更後の再生可能エネルギー発電事業者、発電設備の区分、発電出力、太陽光発電設備の設置形態(太陽光発電のみ)、太陽電池に係る事項、風力発電設備に係る事項、配線方法、電気事業者への電気供給量の計測方法、保守点検責任者、保守点検及び維持管理計画及び接続契約締結日を記入します。 ※子メーターを設置する場合、電気事業者への電気供給量の計測方法の欄に「子メーター計測」と記入するとともに、変更前の計測方法は「単独計測」と記入し、他設備の設備IDも記入してください。
⑩	変更理由	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・変更理由を簡潔に記入します。変更理由がチェック項目に該当する場合はチェックをします。

⑪	備考	任意項目	<ul style="list-style-type: none"> ・認定計画情報について記載すべき事項があれば記入します。 ・添付書類においては、変更前・変更後両方の書類を提出する場合には、その旨を記入します。 ・変更後の発電事業者が、地方税法第72条の4に規定する法人に該当する場合には「地方税法第七十二条の四に規定する法人」にチェックを付します。 (地方税法第72条の4に規定する法人) <ul style="list-style-type: none"> － 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特別区その他政令で定める公共団体 － 地方独立行政法人 － 法人税法別表第一に規定する独立行政法人 － 国立大学法人等及び日本司法支援センター － 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）に規定する地方公共団体金融機構 － 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団
⑫	太陽電池に係る事項	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池の製造事業者名、種類、変換効率、型式番号、太陽電池の合計出力を記入します。 太陽電池については、「太陽光パネル型式リスト」に登録されているものから選択してください。 URL: https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=0152800003rz40AAA ・変換効率については、(注10)を参考とし、備考欄において該当する項目を選択してチェックします。 ・添付書類は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ① 構造図（設備配置図） ② 配線図 ・太陽電池の製造の事業を行う者が当該変更前の種類の太陽電池の製造の事業を行わなくなったことに伴う変更の場合には、製造事業者都合にチェックをします。 ※添付資料として製造事業を行わなくなったことを証する書類を添付します。
⑬	風力発電設備に係る事項	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電設備の場合、風車の製造事業者名、型式番号、NK認証番号を記入します。 ・添付資料は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ① 発電設備の内容を証する書類（仕様書等） ② 構造図（設備配置図） ③ 配線図 ④ 日本海事協会発行の型式認証書
⑭	保守点検及び維持管理計画	選択必須項目	<p>保守点検及び維持管理計画に記載された点検項目、実施スケジュール等に変更がある場合、次の書類を別紙で作成し添付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更事項の変更前及び変更後の比較表。比較表には変更理由を記載します。 ・変更後の保守点検又は維持管理計画表
⑮	遵守事項	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電事業者の主体の変更の場合は、遵守することに同意する項目をチェックします。

⑯	添付書類	必須項目	<p>認定事業計画情報を変更する場合は、(注20)により変更内容を説明した書面を添付します。</p> <p>※出力変更をする場合は、以下の説明内容を記載した書面を添付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更概要（変更前出力、変更後出力） ・変更理由 ・（出力増加する場合）設備の変更有無、出力増が可能となる根拠等 ・変更箇所を明示した配線図及び内容を証する書類等関係する書類、図面等
⑰	変更の有無	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類について、前回の提出書類を変更する場合は「変更あり」を選択、変更しない場合は「変更なし」を選択し、チェックします。
⑱	添付書類	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・「変更あり」又は追加の提出書類がある場合は、その書類名を記入します。 ・書類名は適切な名称を記入します。
⑲	添付書類	選択必須事項	<ul style="list-style-type: none"> ・変更内容に応じて必要な添付書類名を記入します。 ・添付書類数と同数の記載欄を追加し、書類名を記入します。
⑳	変更前情報 (燃料)	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス発電設備の燃料区分、使用する燃料を変更する場合に記入します。 ・前回申請までに記載した全ての燃料区分（申請書内（注28）より選択）、使用燃料名を記入します。 ・燃料を変更する場合は、「バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書」及び燃料安定供給証明書（燃料種類を追加する場合）、使用燃料の発熱量等計量分析実施予定書、燃料使用量記録表、バイオマス比率算定方法説明書、燃料使用量記録表（月報等）を添付します。（ただし、使用燃料変更後も燃料区分別のバイオマス比率算定が省略できる場合を除く。） ・輸入燃料を追加する場合、新規事業計画認定申請書に添付するバイオマス証明書、トレーサビリティ等の書面添付が必要です。
㉑	変更後情報 (燃料)	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・変更又は追加する全ての使用燃料について、燃料区分、使用燃料名を記入します。 ・起動時のみに使用する燃料はバイオマス比率には算入しません。
㉒	備考 (燃料)	任意項目	<ul style="list-style-type: none"> ・備考欄に記載した内容を変更する場合は、変更後の内容について説明事項を記入します。